

## 静岡市 将棋・囲碁タイトル戦対局棋士おやつコンテスト 応募要項

### ■目的

4月27日(木)、28日(金)に開催される第81期名人戦第2局及び5月に開催される第78期本因坊戦において、対局棋士に提供する「おやつ」の候補を公募及び市民投票によって選定します。

本事業は、将棋や囲碁に親しみがない人にも、おやつ選びに参加してもらうことでタイトル戦を楽しんでもらいながら、タイトル戦そのものを盛り上げていくこと、また、市内企業の商品を全国に発信することでシティプロモーションに繋げることを目的とします。なお、本事業は、静岡市歴史博物館の開館や家康公を題材にした大河ドラマ「どうする家康」の放送と相互連携し、タイトル戦を通じて本市が家康公ゆかりの地であることを発信し、観光客の誘致や地域経済の活性化に繋げる「どうする家康プロジェクト」の一環として実施する事業です。

### ■事業日程(予定)

おやつ応募期間	3月15日(水)まで
第一次審査(書類審査)	3月16日(木)～3月22日(水)
第二次審査(市民投票)	3月24日(金)～4月7日(金)
(集計期間)	4月10日(月)～4月14日(金)
結果発表	4月中旬

第81期名人戦(将棋) 4月27日(木)、28日(金)

第78期本因坊戦(囲碁) 5月



応募ページ QR(LoGo フォーム)

### ■応募について

4月27、28日開催の第81期名人戦及び5月開催の第78期本因坊戦における、対局棋士に提供するおやつ候補を公募し、市民投票によって8品を選定します。

おやつの8品の内訳は、原則和菓子4点・洋菓子4点とし、第一次審査(書類審査)及び第二次審査(市民投票)にて決定します。

### ■審査について

#### ①第一次審査(3月16日～22日)

ご提出いただいた応募内容に基づき、書類審査を行います。各応募者からの提案内容が、応募規定に適しているかどうか等を確認します。

#### ②第二次審査(3月24日～4月14日)

市HPIにおやつ候補一覧を掲載し、市民投票によって、投票数上位を和菓子、洋菓子各4点ずつ選定します。

## ■応募方法(応募締切 3月15日まで)

電子申請(LoGoフォーム)にておやつの写真を添付し必要事項を記入の上、ご応募ください。  
なお、応募にあたっては、応募規定及び注意事項に記載されている事項を遵守してください。

## ■応募フォームのリンク

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/79j2/218199>

## ■応募規定(応募した時点で、全ての規定に同意したものとみなします)

- ・**応募できる会社は、市内に本社のある者とし、1社につき1品の応募に限ります。**なお、和菓子又は洋菓子を重複しての応募は認めません。
- ・支店等が複数ある場合もそれぞれの店舗での応募は認めません。ただし、いわゆる系列店において、それぞれが独立し商品の開発・販売を行っている場合はこの限りではありません。
- ・おやつは直径30cm以内の皿に収まる大きさの物とします。
- ・応募にあたっては、応募するおやつの現物写真の提出を必須とします。
- ・応募するおやつは、審査会終了後から2ヶ月以上継続して販売・提供することが出来るものとします。
- ・応募するおやつは、試食会及び各対局日の合計5日間で、必要数を無償で提供することが可能なものに限ります。なお、本事業にあたって無償提供いただく個数上限は20個とします。
- ・おやつの保存方法は常温、冷蔵及び冷凍のものとし、食す際に加熱等の調理が必要なものは認められません。
- ・他社の商品を模倣したものや極端に高額なものは認めません。

## ■注意事項

- ・**本事業に絡めて商品の販売を行う場合は、タイトル戦名や棋士個人名を利用したの販促を行わないよう留意してください。**なお、本事業名である「静岡市将棋・囲碁タイトル戦対局棋士おやつコンテスト」の名称を利用することは可能とします。
- ・**本事業は、おやつ候補の選定を目的とするものであり、上位8つに選ばれたとしても、あくまでおやつ候補であり、必ず対局棋士が食すものではないことをご留意ください。**
- ・候補となるおやつは和菓子部門及び洋菓子部門それぞれで選考の上、上位各4品を決定しますが、順位の公表は行いません。また候補に入らなかった8品以外のおやつについても同様に、順位は公表しません。店舗が自社の順位について問い合わせる場合も同様とします。
- ・品物や品物名、店名等が公序良俗に反するもの又は今回のおやつ選びの趣旨にそぐわないと判断されるものは認めません。
- ・候補に採用されたか否かに関わらず、応募規定に満たないことが判明した場合はタイトル戦終了後であっても失格とし、市のHPや募集一覧等の媒体から削除する場合があります。
- ・第二次審査においては、一人一回の投票とし、同一個人での複数投票が認められた場合、それらの一切は無効票とします。
- ・応募者から提出された電子データの印刷による色味の変化等に関する影響については、本市で一切の責任を負わないものとします。

・応募者が次のいずれかに該当する場合、当該応募者による応募は無効とします。

- ①役員等(応募者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)であると認められるとき。
- ②暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
- ④役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。